

## 令和6年度 大阪府豊能保健医療協議会委員名簿

氏名	所属	選任理由
長内 繁樹	豊中市長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
瀧澤 智子	池田市長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
後藤 圭二	吹田市長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
原田 亮	箕面市長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
上浦 登	豊能町長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
岡田 正文	能勢町長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第一号「学識経験のある者」として選任
辻 毅嗣	豊中市医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
白水 勝人	池田市医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
御前 治	吹田市医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
中 祐次	箕面市医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
近藤 篤	豊中市歯科医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
清水 達也	池田市歯科医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
三木 秀治	吹田市歯科医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
加茂野 太郎	箕面市歯科医師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
芦田 康宏	豊中市薬剤師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
中村 圭子	池田市薬剤師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
岡村 俊子	吹田市薬剤師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
今西 恵施	箕面市薬剤師会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
野々村 祝夫	大阪大学大学院医学系研究科 教授（大阪大学医学部附属病院 病院長）	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
藤野 裕士	市立豊中病院 総長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
織田 順	大阪大学大学院医学系研究科 教授	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
田村 信司	ガラシア病院 院長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
原 浩二	箕面市消防本部 消防長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第四号「関係行政機関の職員」として選任
宮崎 純光	豊能町社会福祉協議会 会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第三号「医療を受ける立場にある者の意見を代表する者」として選任
森口 久子	大阪府医師会 理事	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
西浦 勲	大阪府歯科医師会 理事	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
岡村 武	大阪府薬剤師会 理事	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
北川 一夫	大阪府病院協会 理事（市立吹田市民病院 理事長）	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
渡邊 太郎	大阪府私立病院協会 常任理事（関西メディカル病院 理事長）	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
巽 孝彦	大阪府私立病院協会 代表委員（巽病院 理事長）	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
西元 善幸	小曾根病院 院長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
藤田 幸恵	市立豊中病院 医事課 副主幹	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
松本 康代	大阪府訪問看護ステーション協会 副会長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第二号「医療を担当する者の意見を代表する者」として選任
平手 幹人	全国健康保険協会大阪支部 企画総務グループ長	大阪府保健医療協議会規則第二条第2項第三号「医療を受ける立場にある者の意見を代表する者」として選任